

子ども・若者支援事業実施方針（案）

目 次

はじめに	1
方針策定の経過	1
事業の目的	2
事業の概要	2
具体的な取組	
1. 交流の場の提供	
①子ども・若者広場の開設	3
②異年齢・異文化等の交流活動	3
③体験活動等の推進	3
④職業観の育成	3
2. 学習活動の推進	
①自学自習の場の提供	4
②学習機会の提供	4
3. 生活困窮世帯の学習・生活支援	4
4. 相談支援	4
5. 情報収集・提供	5
子ども・若者支援事業実施（イメージ）	5
事業展開の考え方	5
事業展開のスケジュール	6
推進体制	6
【参考】	
①茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査（平成25年12月）	7
②関係団体・組織とのヒアリング（平成26年5月21日～7月4日）	7
③こども育成支援会議【子ども・子育てワークショップ（平成26年10月27日、11月25日）】	8
④こども育成支援会議	
【「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～について～（平成27年3月21日）】	8
政策推進会議 教育・子育て専門部会（次世代育成支援分会）	9
子どもの貧困対策プロジェクトチーム	9

はじめに

近年、少子化が進行していること、塾や習い事で子ども達の遊ぶ時間が少なくなっていること、子どもを狙った犯罪が多発し安全に遊べる場所が少なくなっていること、パソコンや携帯電話の急速な普及に伴い、子どもたちのコミュニケーションの手段が大きく変化していることなどが影響し、子ども・若者は、集団の中でお互いを認め合いながら、達成感・役立ち感を得る体験や規範意識・協調性を醸成する機会が減少しています。

また、ひきこもりやニート・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が増加する中、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」により、子ども・若者施策に関する国の新たな基本方針が示され、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と様々な困難を抱える若者とその家族への支援が求められています。

一方、ひとり親家庭等の生活困窮世帯が増加しており、経済的な格差が学力格差を生んでおり、「教育の格差」「貧困の連鎖」が懸念されている中、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。また、同年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもたちの将来が「貧困の連鎖」によって閉ざされることがないように、子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ早急に実施することが求められています。

その他にも、虐待を受けた子ども、障害のある子どもなど、社会的な支援が必要な子どもが増えており、専門的対応ができる支援体制の整備や地域社会全体で支援することが必要となっています。

方針策定の経過

乳幼児期から青少年期に至る切れ目のない支援のほか、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭や要保護児童への支援、家庭と仕事の両立支援など、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりに取り組むため、こども育成支援会議での審議や「次世代育成支援に関するニーズ調査」、関係機関とのヒアリングでの意見を踏まえ、政策推進会議 教育・子育て専門部会（次世代育成支援分会）（以下「次世代育成支援分会」）において、市民文化部・健康福祉部・こども育成部・産業環境部・教育総務部・学校教育部の関係16課で検討を行い、第5次茨木市総合計画との整合を図りながら、平成27年度から平成31年度を計画期間とした茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）（以下「第3期計画」）を策定いたしました。

また、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次世代育成支援分会と同様の部局関係10課による、子どもの貧困対策プロジェクトチームを設置し、子どもの貧困に関す

る指標の設定と当該指標の改善に向けた施策の検討を行い、こども育成支援会議での意見を参考に『「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～』をとりまとめました。

このような経過を踏まえ、上記計画等に記した各施策を具体化したものが「子ども・若者支援事業」となります。

事業の目的

第3期計画に基づき、安全で安心な居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などの機会を提供することにより、次代を担う子ども・若者が地域社会の中で、心豊かで健やかに育つこと、また、子どもの貧困対策として、生活困窮世帯や様々な困難を抱える子ども・若者の相談・支援体制等の充実を図ることを目的としています。

事業の概要

異年齢の様々な立場の子ども達が、安心して集う場所・つながる場所・遊ぶことのできる場所であり、障害のある子どもや保護者が地域で交流できる居場所を提供します。

また、体験活動や職業観を育成するようなプログラムも取り入れながら、子ども・若者の自主性を育むとともに、自学自習のスペースを整備するなど、子ども・若者の学習意欲の向上や学習の習慣化が図られるよう取り組みます。

さらに、相談機能の考え方として、様々な問題が深刻な事態に陥る前に、問題の早期発見・早期対応などの予防的支援が必要です。そのために、子ども・若者に関わる地域住民、組織・団体、専門職、NPO等と連携を図り、相談機能を強化し、地域での支え合い活動による課題解決や見守りを支援します。

1. 交流の場の提供 ※第3期計画【1253：ふれあい体験学習】【1335：地域における子どもの居場所づくり】
【2211：地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり】

◎現状

⇒小学生の保護者の63.3%は、「子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場があることが望ましい」と考えています。また、子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策については、「地域における子どもの活動の拠点の充実」が37.3%と最も高くなっています。
⇒地域における子どもの遊び場の満足度では、満足しているが19.6%に対し、満足していないが44.7%と不満の割合が高く、地域の遊び場について日頃感じることについては、「雨の日に遊べる場所がない」が69.6%と最も高くなっています。
⇒子どもにとって自然・社会・文化などの体験をしやすい環境であると思うかにおいて、「体験をしやすいと思う」が23.8%に対し、「体験しやすいと思わない」が34.7%となっており、特に北ブロックを除くブロックで40%前後と高い割合となっています。

出典：茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書（小学生の保護者）

①子ども・若者広場の開設

多世代交流センターのこども交流・支援センター事業との整合を図りながら、小学生を対象に、平日の放課後や休日、長期休業中の安全・安心な居場所を提供するとともに、中学生以上の子ども・若者が過ごすことのできる活動の拠点を開設します。

②異年齢・異文化等の交流活動

異年齢や異文化、世代間の交流を促進するとともに、地域行事との連携により子どもの豊かな育ちを支援します。

③体験活動等の推進

子ども達の自主性を育む取組として、自然体験や生活体験、スポーツ活動の機会を提供します。

④職業観の育成

子ども・若者が様々な職業のプロフェッショナルの方と出会い、仕事やこれまでの経験について聞き取りをする機会を設けるとともに、職業体験等を実施します。

2. 学習活動の推進 ※第3期計画【2108：学習・生活支援】

◎現状

⇒中学生・高校生で利用ニーズの高い企画やサービスを見ると、「自習ができるサービス」（中学生39.6%、高校生45.7%）、「学習などわからないことがあれば教えてくれるサービス」（中学生35.6%、高校生21.4%）が高い割合となっています。

出典：茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書（中学生・高校生）

①自学自習の場の提供

静かな環境で自学自習がしたいと考える子どもたちを支援し、子どもの積極性や主体性を高める取組を進めます。

②学習機会の提供

自学自習の進め方などの講習会を開催し、学習意欲の向上や学習の習慣化が図られるよう取り組みます。

3. 生活困窮世帯の学習・生活支援 ※第3期計画【2108：学習・生活支援】

◎現状

⇒子どもの高等学校等進学率（H26.4.1現在）では、茨木市全体で98.95%に対し、生活保護世帯では91.84%となっており、7.11ポイント低くなっています。また、ひとり親家庭の子どもの中学校卒業後の進学率（H25.4.1現在）では、茨木市全体で98.12%に対し、95.43%となっており、2.69ポイント低くなっています。

出典：「未来は変えられる」～子どもの貧困対策～

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行うとともに、子ども達が将来の夢や目標を持ち、貧困に負けない生きる力を育むため、関係機関と連携し、子ども達や保護者への相談や様々な情報提供、生活支援を行います。

4. 相談支援 ※第3期計画【1401：子ども・若者を対象とした相談窓口】

【1403：子ども・若者の自立に関するネットワークの推進】

◎現状

⇒市内中学生の不登校率は2.28%となっており、学校や教育センターが連携し、子どもや保護者の相談・支援等を行っていますが、中学卒業後の支援等が課題となっています。また、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等の中退率は10.37%となっており、生活保護世帯の子どもを含む高校在学中の子どもの支援や中途退学後の進路等に関する相談窓口の充実が求められています。

出典：「未来は変えられる」～子どもの貧困対策～

ひきこもり・不登校など様々な課題を抱える子ども・若者の支援や進路選択等に関する相談を行うとともに、学校や関係機関等とのネットワークづくりを進め、子どもや家庭を支援します。

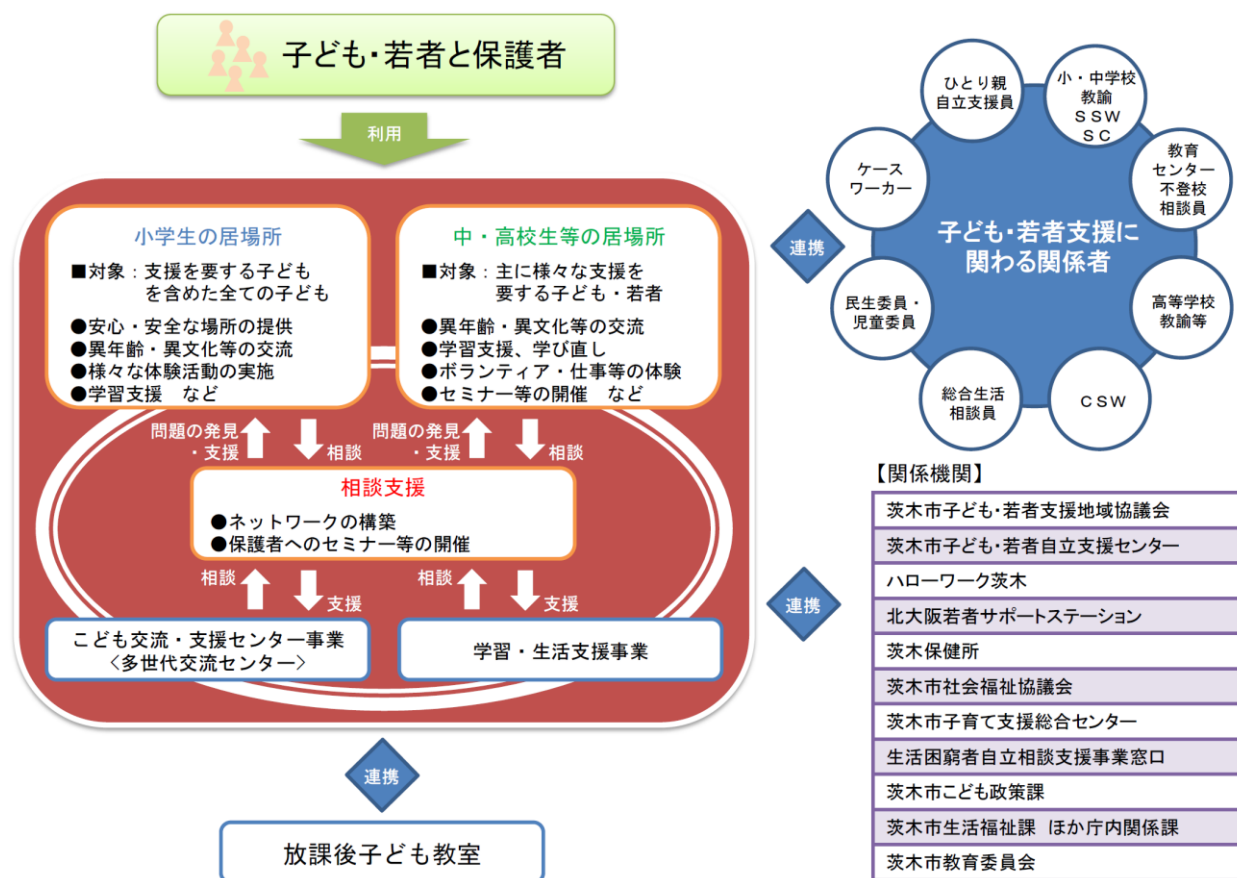
また、虐待を受けたり障害があるなど、社会的な支援が必要な子どもとその家庭の課題に対応するため、関係機関と連携し、支援体制を整えます。

さらに、保護者の悩みごとや困りごとに応じたセミナーを開催し、同じ問題を抱える保護者同士が情報交換等を行う事により、不安の解消と保護者同士のつながりを深める取組を進めます。

5. 情報収集・提供 ※第3期計画【1229：子育てに関する情報発信】

子どもの健全育成や子育てに関する今日的課題について情報収集し、事業内容に反映させるとともに、子ども・若者や保護者の自主的活動を促進するための支援や子育て・教育等に関する情報を提供します。

子ども・若者支援事業実施イメージ



事業展開の考え方

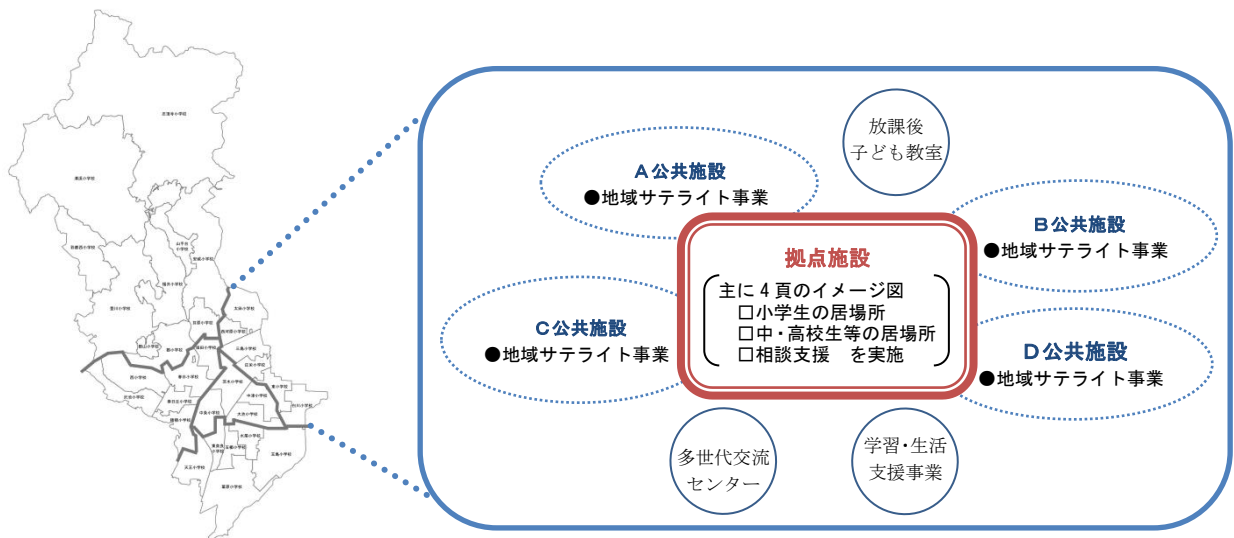
第3期計画では、子ども・子育て支援事業を推進する単位として、小学校区を基本に、隣接する複数校区の組み合わせにより、5つのブロックを設定しています。

子ども・若者支援事業も同様に、原則として、この5つのブロックを基本単位に実施することとし、その拠点施設として、北ブロックは豊川いのち・愛・ゆめセンター、東ブロックは総持寺いのち・愛・ゆめセンター、南ブロックは沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、中央ブロックは上中条青少年センター、西ブロックは民間施設等も含めた実施

可能施設とします。

また、子ども達が放課後や週末等に、より身近な場所で様々な体験や交流・学習の機会がもてるよう、放課後子ども教室と連携を図るとともに、必要に応じ市内公共施設等を活用し、地域サテライト事業の実施を検討します。

子ども・若者支援事業 ブロック展開【イメージ】



事業展開のスケジュール

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
北	豊川いのち・愛・ゆめセンター	→			
中央	上中条青少年センター	→			
西	実施可能施設			→	
東	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	→			
南	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	→			

※地域サテライト事業については、子どもの実態等を把握した上で、その地域に応じた必要な取組を、順次展開していくことを検討します。

推進体制

子ども・若者支援事業については、効果的に事業実施できるよう、第3期計画の進行管理とあわせ、こども育成支援会議でご意見をいただくとともに、次世代育成支援分会の関係課により事業内容の検討を行います。

【参考】

①茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 25 年 12 月）

第 3 期計画を策定する資料として、本市における、教育・保育、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

- 地域における子どもの遊び場に満足している小学生の保護者は19.6%であるのに対し、満足していない保護者は44.7%と不満のほうが高くなっている。
- ふだん地域の遊び場について感じていることは、「雨の日に遊べる場所がない」が小学生の保護者で69.6%と6割を超えている。
- 充実してほしい子育て支援サービスの中で、「児童館などの屋内施設の整備」が54.4%と半数を占め、子どもが自由に過ごせる安全・安心な居場所が求められている。
- 小学生の保護者の63.3%は、「子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場があることが望ましい」と考えている。
- 中学生・高校生を対象に実施した調査の結果から、利用ニーズの高い企画やサービスをみると、「気軽にスポーツや音楽が楽しめるサービス」（中学生63.5%、高校生50.2%）、「自習ができるサービス」（中学生39.6%、高校生45.7%）、「遊具などを使って自由に遊べるサービス」（中学生40.8%、高校生25.0%）。「学習などわからないことがあれば教えてくれるサービス」（中学生35.6%、高校生21.4%）などとなっている。

②関係団体・組織とのヒアリング（平成 26 年 5 月 21 日～7 月 4 日）

障害のある子どもの保護者やひとり親など、次世代育成支援に関するニーズ調査や子ども育成支援会議で把握することが難しい意見を第 3 期計画に反映させるため、子育て当事者等の 10 団体・5 小学校児童に対してヒアリングを実施しました。

【参考】ヒアリング対象団体・組織

①学童保育関係(保護者・学童保育連絡協議会)、②保育運動連絡会、③児童発達支援会議、④茨木市母子福祉会、⑤さわらぎ共育の会「ゆめの樹」、⑥SSW連絡会、⑦CSW協議会、⑧茨木シニアカレッジ・茨木市老人クラブ連合会、⑨つどいの広場連絡会、⑩地域子育て支援センター連絡会、⑪5小学校児童(放課後子ども教室<郡小・中条小>・学童保育<葦原小・西小・白川小>)

- 支援学校の子どものみは校区内の子どもとつながりたいと思っているのに居場所がない。
- 貧困家庭では負の連鎖が起きており、子どもとあわせて親への支援が必要である。

- 子どもと保護者の身近なところで相談できる場所がない。
- 非行等に走る子どもは家庭が複雑でサポート体制が少ない。保護司の関わりだけでは難しいので、もっと手厚い対応が必要。
- 不登校の子どもや保護者は孤立傾向にあるため地域社会とのつながりが必要である。地域社会とのつながりを作るため、学校と保護者の調整役が必要であり、学校以外の地域社会での居場所が必要である。
- 長期休みに子ども達が安全・安心に過ごせる場所が必要である。

③こども育成支援会議【子ども・子育てワークショップ（平成 26 年 10 月 27 日、11 月 25 日）】

次世代育成支援に関する施策推進の観点から重要課題としているテーマ（「今後の次代を担う若者が将来に対し希望を持つための必要な支援」「情報提供機能の充実や機能向上のために必要なこと」）について、意見・アイデアを求め、第3期計画での施策に反映することを目的に実施しました。

- 若者がコミュニティでつながりを持ち、地域社会の中で生きていくことができる支援が必要。
- 就労や修学等で一度失敗しても再チャレンジができる社会が必要。
- 情報を求めている、困り感がない人に対するソーシャル・ワーク的、アウトリーチ型の情報提供が必要。
- 情報をうまく活用できない人に対するワンストップサービスによる総合相談窓口の実施が必要。

④こども育成支援会議【「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～について～（平成 27 年 3 月 21 日）】

- 生活保護世帯で高校に通っている子どもは、様々な困難、様々な課題があることは想像できる。学習・生活支援という立場で高校生も対象にすれば、スクールソーシャルワークという点で穴があいている部分を、一定埋めていただくことも可能なのかなと思う。
- ひとり親家庭の親がなかなか夜帰って来れないことがあり得る。地域の中で学童保育だけに頼らないような形で、家以外の子どもの居場所をどう整備・拡充していくのが課題だと思う。
- 子育て支援に関わるNPOであるとか、貧困に関わるNPOなど、様々な支援の担い手が育ちつつあると思いますので、そういったところと是非連携しながら、何か子どもの居場所、親も安心して預けられるところ、そういったところがまちの中に出てくると、負担感というものも軽減、もしくは子どもの寂しさというのも軽減されるのではないかなと思う。

○乳幼児や小学生・中学生・高校生ぐらいまでの居場所があればと思う。

○高校生の年代は、心と身体のバランスが悪い時期になる。このような時期に、周りからの見守りや大人との関わりの場が必要だと思う。神戸の児童館は、高校生などが夜9時頃まであだこうだ言いながら勉強したりしている。そこには大人がおり、勉強以外の関わりがあり、ちょっとした相談もできる。このような空間はすごく良いなと思う。

政策推進会議 教育・子育て専門部会（次世代育成支援分会）

① こども育成部長	⑩ 学童保育課長
② 人権・男女共生課長	⑪ 商工労政課長
③ 福祉政策課長	⑫ 教育政策課長
④ 生活福祉課長	⑬ 学務課長
⑤ 障害福祉課長	⑭ 社会教育振興課長
⑥ 保健医療課長	⑮ 青少年課長
⑦ こども政策課長	⑯ 中央図書館長
⑧ 子育て支援課長	⑰ 学校教育推進課長
⑨ 保育幼稚園課長	⑱ 教育センター所長

※平成27年4月の機構改正により生活福祉課長を追加

子どもの貧困対策プロジェクトチーム

① 人権・男女共生課長	⑥ 商工労政課長
② 福祉政策課長	⑦ 学務課長
③ 保健医療課長	⑧ 青少年課長
④ こども政策課長	⑨ 学校教育推進課長
⑤ 子育て支援課長	⑩ 教育センター所長